

第1回 旧雄物川流域水害対策協議会

日時：令和6年12月23日14時30分～

場所：秋田地方総合庁舎6F605会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協議会の設立について（設立趣意・規約） 【資料1】

4 報 告 【資料2】

特定都市河川指定と流域水害対策計画

5 議 事 【資料3】

流域水害対策計画の策定について

6 その他

7 閉 会

旧雄物川流域水害対策協議会

設立趣意書

近年、全国各地で記録的な大雨等による大規模な浸水被害が発生しており、気候変動の影響を踏まえると、今後、水害の発生頻度が更に増大していくことが懸念されている。

当県においても、令和5年7月の大雨により、秋田市の市街地で広範囲な浸水被害が発生したことから、雄物川圏域流域治水協議会に下流圏域分科会を設置し、国や県、秋田市などが協働で「水災害対策プロジェクト」をとりまとめ、被害軽減に向けたプロジェクトの取組を推進している。

こうした取組に加え、流域全体での治水対策をより深めていくことを目的に、旧雄物川流域にある6河川とその流域について、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域にそれぞれ指定したところである。

当協議会は、特定都市河川流域に指定した旧雄物川流域において、流域内のあらゆる関係者が一体となり、総合的な水害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための「旧雄物川流域水害対策計画」策定に必要な協議や連絡調整等を行うものである。

旧雄物川流域 流域水害対策協議会 規約

(設置)

第1条 特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき、「旧雄物川流域水害対策協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい旧雄物川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が一体となり、総合的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための計画となる「旧雄物川流域水害対策計画」の策定に必要な協議及び実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお必要に応じて代理を置くことができるものとする。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(作業部会の構成)

第4条 協議会に作業部会を置く。

2 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とする。

3 作業部会は、別表2に所属する者をもって構成する。

4 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

5 事務局は、第3項による者のほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2に所属する者以外の者(学識経験者等)の参加を作業部会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

2 旧雄物川流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議。

3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。

4 その他、上記計画に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、秋田県建設部河川砂防課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和6年12月23日から施行する。

別表 1 旧雄物川流域水害対策協議会 協議会委員

国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局	東北北海道整備局長
秋田市	総務部	危機管理監
	産業振興部	産業振興部長
	建設部	建設部長
	都市整備部	都市整備部長
	上下水道局	理事
秋田県	総務部	危機管理監
	農林水産部	農林水産部長
	建設部	建設部長

学識経験者

秋田大学	名誉教授	松富 英夫
------	------	-------

別表2 旧雄物川流域水害対策協議会 作業部会

国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局	秋田水源林整備事務所
秋田市	総務部	防災安全対策課
	産業振興部	農地森林整備課
	建設部	道路建設課
	都市整備部	都市計画課
		建築指導課
	上下水道局	下水道整備課
秋田県	総務部	総合防災課
	農林水産部	農地整備課
		森林環境保全課
	建設部	都市計画課
		下水道マネジメント推進課
		河川砂防課（事務局）
		建築住宅課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
		建設部 企画・建設課

報告

特定都市河川指定と流域水害対策計画

令和6年12月23日

秋田県 建設部 河川砂防課

1

【 目 次 】

(1)特定都市河川の指定

(2)流域水害対策計画に定める事項

2

(1) 特定都市河川の指定～旧雄物川流域被害概要(令和5年7月洪水)～

- ・ 旧雄物川流域では、平成30年5月洪水や平成29年7月洪水など、たびたび浸水被害が発生してきました。
- ・ 特に令和5年7月は記録的な豪雨となり、太平洋・新城川等からの氾濫や内水等による市街地での広範囲出水が生じました。
- ・ これにより、秋田市内では、6,000棟を超える家屋等が浸水被害を受けました。
- ・ 地球温暖化に伴う気候変動等の影響による降雨量の増加を考慮すると、浸水リスクはさらに増加することが想定されます。



(1) 特定都市河川の指定 ～令和5年7月豪雨への対応～

- ・ 豪雨への対応のため雄物川下流域の関係機関が集まり雄物川の「下流圏域分科会」を設立し、対策を検討。
- ・ 河川管理者が行う河川整備に加え、下水道整備や田んぼダムといった関係機関で可能な対応を集約し、内水被害への対策も含めた流域全体の計画「雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト」を策定。
※プロジェクトは、次ページを参照
- ・ 対策の一つとして、特定都市河川への指定を検討。

下流圏域分科会(令和5年8月設立)
(雄物川下流域+馬場目川水系)

■ 構成員: 下流圏域内8市町村長
農林水産省西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁秋田森林管理署長
林野庁米代西部森林管理署長
国立研究開発法人森林整備センター東北北海道整備局長
気象庁秋田地方気象台長
秋田県総務部危機管理監
秋田県農林水産部長
秋田県建設部長
国土交通省秋田河川国道事務所長



下流圏域分科会の開催状況



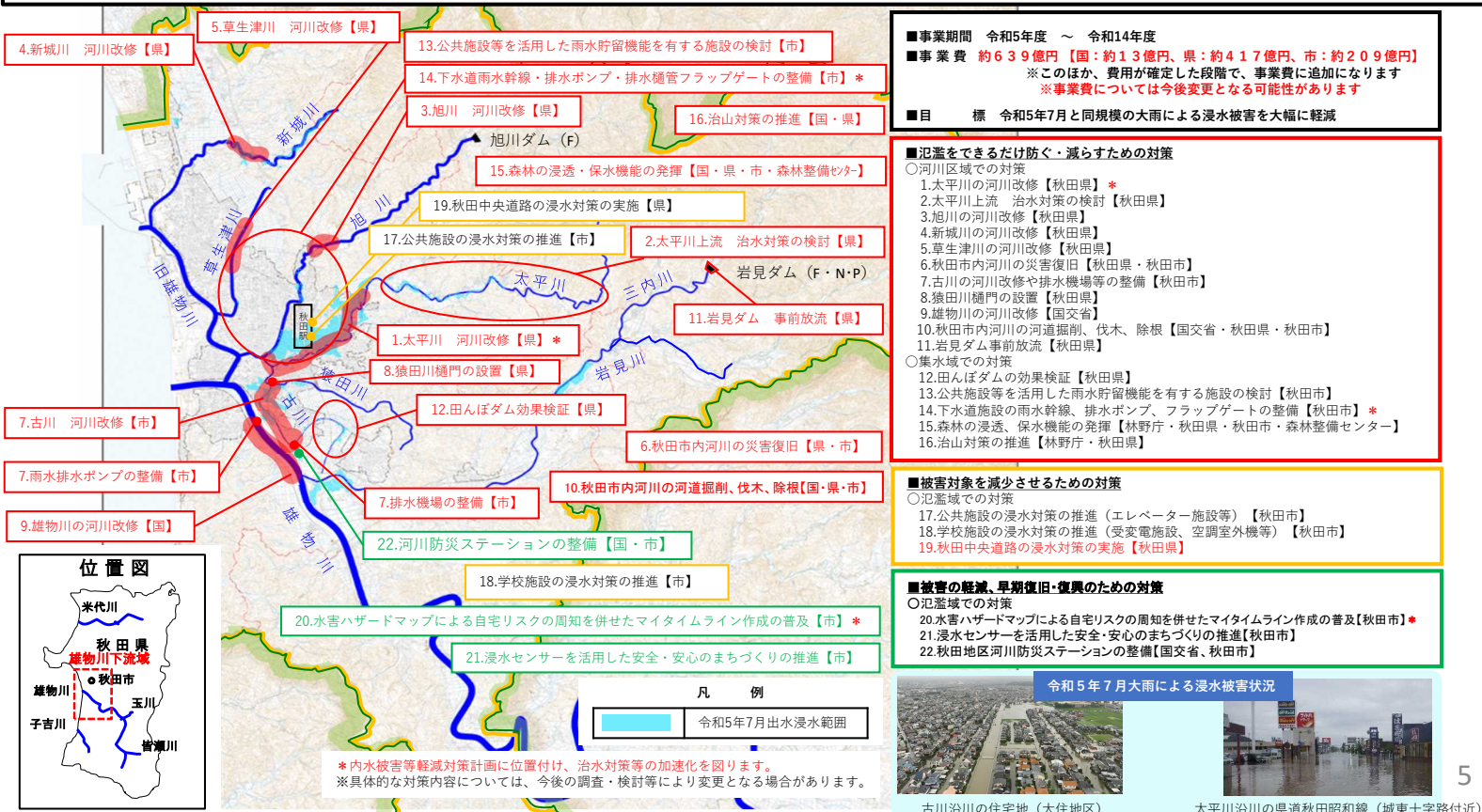
作業部会の開催状況

雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト

R 6.4.4 更新

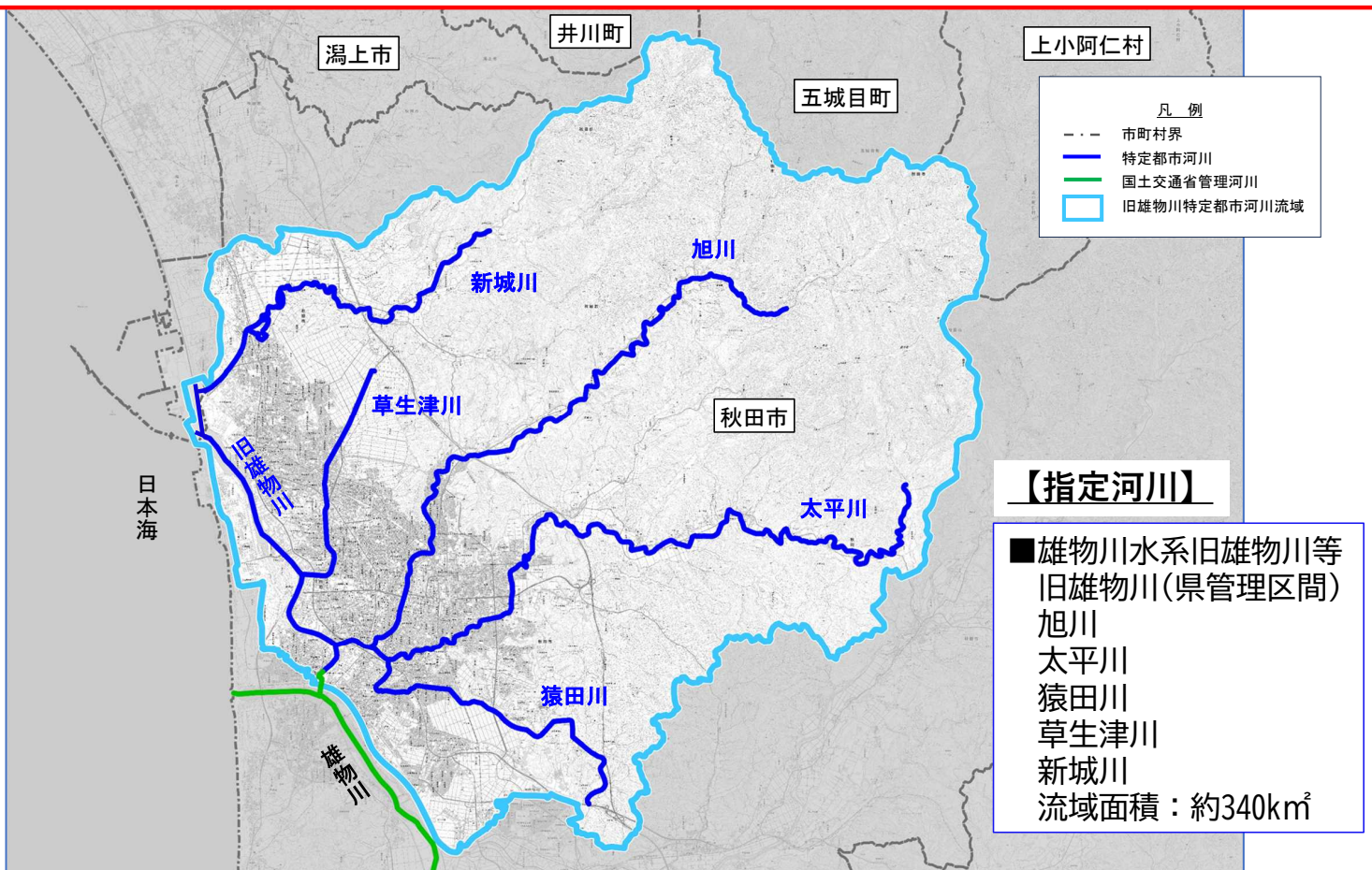
～流域のあらゆる関係者が一体となった、安全で安心が確保できる治水対策の推進～

- 令和5年7月15日からの大雨により、太平川の越水をはじめ秋田市街地の大規模浸水被害が発生したことから、雄物川下流圏域では、国、県、市等が連携し、以下の対策を実施する。
- ・ 国は雄物川の河川改修、県は太平川、岩見川等の河川改修、災害復旧の対策を集中的に実施するとともに、秋田市は下水道の整備や浸水対策の検討を行い、令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減する。
 - ・ これらの推進を図るため、内水被害等軽減対策計画（新規施策）に、太平川の河川改修や下水道施設の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備、ソフト対策等を位置付け、治水対策等の加速化を図るとともに、「流域治水」の深化に向けて、特定都市河川制度（特定都市河川の指定）を活用した取組を推進していく。
 - ・ なお、引き続き被害軽減に向けて浸水対策の検討を行っていく。



(1) 特定都市河川の指定～特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定～

旧雄物川流域6河川を「特定都市河川」に、その流域を「特定都市河川流域」に指定(R6.11.8)



(1) 特定都市河川の指定～秋田県告示第507号～

秋田県告示第507号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定するので、同条第10項の規定に基づき、告示する。

令和6年11月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 特定都市河川

名 称	区 間		
		上 流 端	下 流 端
旧雄物川	左 岸	秋田市新屋字新屋船場町37番7地先	日本海
	右 岸	秋田市茨島三丁目19番地先	
旭川	左 岸	秋田市仁別務沢国有林8林班ち小班地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市仁別務沢国有林8林班ち小班地先	
太平川	左 岸	ムツシ沢の合流点	旭川への合流点
	右 岸	ムツシ沢の合流点	
猿田川	左 岸	秋田市上北手古野字脇ノ田234番地先	太平川への合流点
	右 岸	秋田市上北手古野字大繫沢100番2地先	
草生津川	左 岸	秋田市下新城岩城字糠塚319番2地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市下新城岩城字糠塚320番地先	
新城川	左 岸	秋田市上新城小又字脇野田99番地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市上新城白山字白山39番地先	

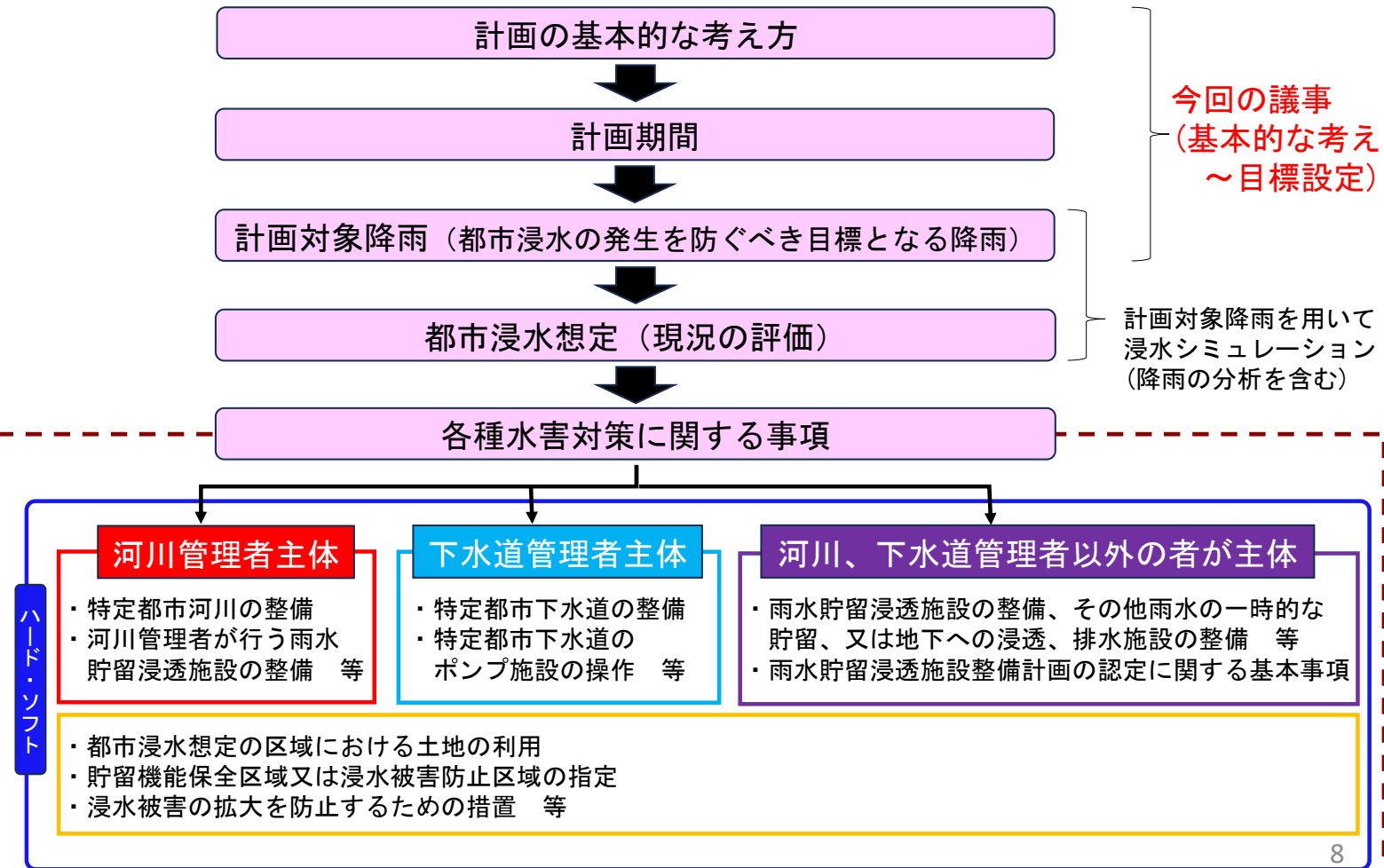
2 特定都市河川流域

次の図面の水色枠で囲まれた区域

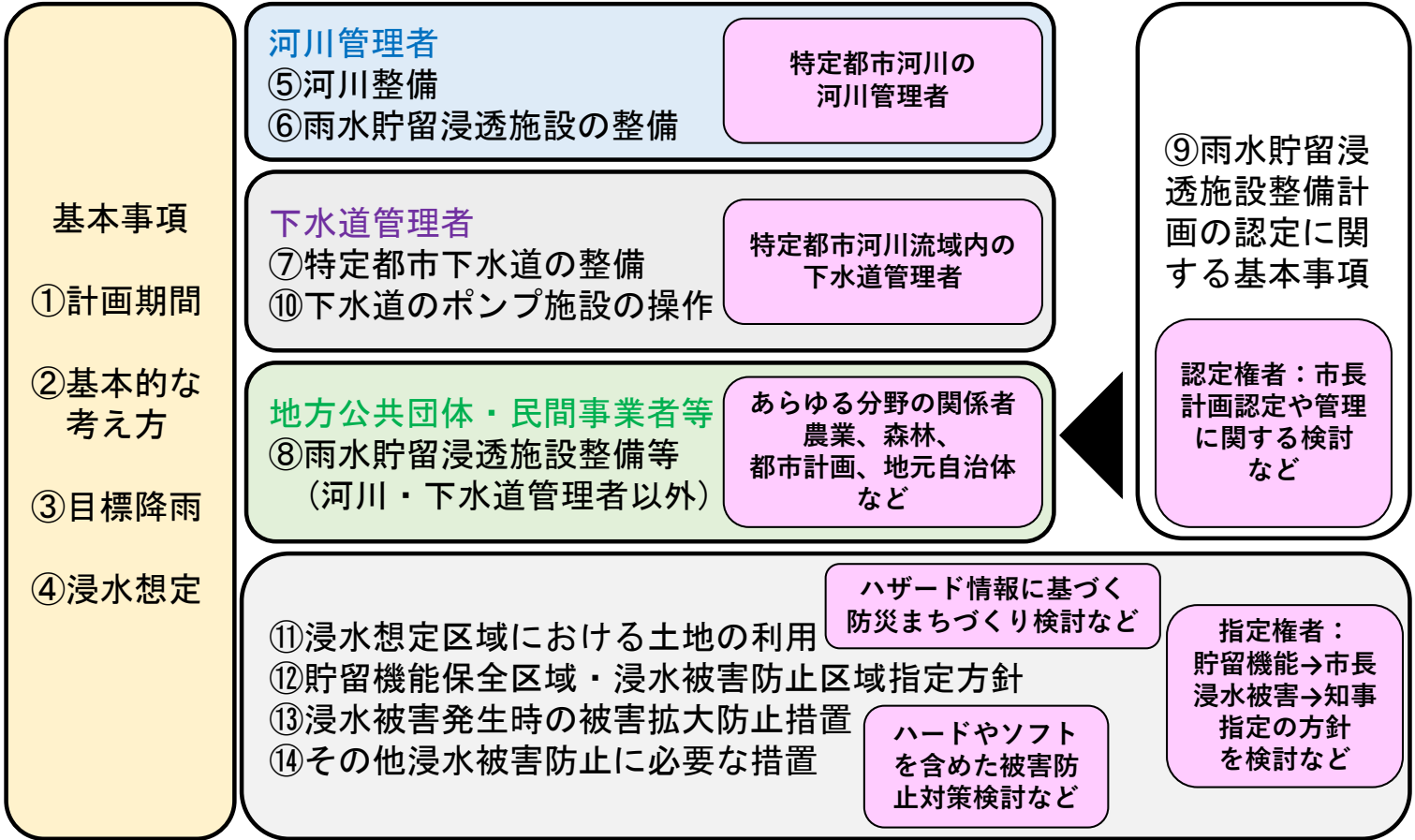
（次の図面は、省略し、秋田県建設部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて、縦覧に供する。）

7

(2) 流域水害対策計画に定める事項



(2) 流域水害対策計画に定める事項 ～流域水害対策計画イメージ～



(図中の①～⑭は、法第4条第2項の各事項の規定に対応) 9

(2) 流域水害対策計画に定める事項 ～流域水害対策 章立(例)～

【目次構成 (例)】 (法第4条第2項の規定に準拠)

【旧雄物川流域水害対策計画】	第1章	特定都市河川流域の現状と課題
	第2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針 ※計画期間、特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨を含む
	第3章	都市浸水想定
	第4章	特定都市河川の整備に関する事項
	第5章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
	第6章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
	第7章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
	第8章	雨水貯留浸透施設整備計画認定に関する基本的事項
	第9章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
	第10章	都市浸水想定区域における土地利用に関する事項
	第11章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定方針
	第12章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
	第13章	その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

令和〇年〇月

秋田県
秋田市

議事

流域水害対策計画の策定について

令和6年12月23日

秋田県 建設部 河川砂防課

1

【 目 次 】

(1)計画の基本的な考え方(案)

(2)計画期間(案)

(3)計画対象降雨(案)

(4)今後のスケジュール(案)

2

(1) 計画の基本的な考え方(案)

流域全体のあらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

基本的な考え方：「流域治水プロジェクト2.0」および「水災害対策プロジェクト」の取組を基本として、流域治水の深化を図る

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川区域での対策
 - ・河川整備(河道掘削や築堤など)、ダム事前放流 等
- 集水域での対策
 - ・雨水貯留浸透施設の整備、田んぼダム 等
 - ・下水道施設の整備 等
 - ・森林整備、治山対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ### ○氾濫域での対策
- ・ 公共施設等の浸水対策 等
 - ・ 二線堤、輪中堤 等
 - ・ 貯留機能保全区域の指定
 - ・ 浸水被害防止区域の指定
 - ・ 住まい方の工夫、集団移転 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害ハザードマップによる自宅リスクの周知に併せたマイタイムライン作成の普及 等
- ・雨水浸透阻害行為の許可
- ・安全・安心のまちづくり（浸水センサーなど）等
- ・水害リスク情報の充実、浸水想定区域図作成 等



＜特定都市河川流域における浸水被害対策イメージ＞

(2) 計画期間(案)

(概ね20～30年間を目安に具体の対策案を検討し)
今後開催する協議会において『計画期間』を決定

計画期間の考え方：各分野の既存計画や今後行う都市浸水想定等を勘案して検討

- ・ガイドラインでは、効果を発現させるために必要な期間として、『概ね20～30年間』を一つの目安としている
- ・計画は、河川対策のみで目標の達成を図るものではなく、流出抑制や住まい方の工夫等の効果を見込み、**各々の役割分担のもと、目標を達成するもの**

河川：流域治水関係

雄物川水系流域治水プロジェクト2.0

- ・計画期間：**概ね 30 年**（令和5～35年頃）
雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト
・計画期間：**10 年**（令和5～14年度）

河川：河川整備関係

雄物川水系秋田圏域河川整備計画

- ・ 計画期間: **概ね20年**(平成17～令和7年度)
- ・ 今後、当流域水害対策計画との整合を図りつつ、次期計画(変更)を策定予定

まちづくり

第七次秋田市総合都市計画(都市計画マスタープラン)

- ・計画期間：**概ね20年**（令和3～22年度）
- 秋田市立地適正化計画
- ・計画期間：**概ね20年**（平成30～令和22年度）

下水道

秋田市上下水道事業基本計画

- ・計画期間：10年（平成29～令和8年度）

(3) 計画対象降雨(案)

計画対象降雨を『令和5年7月と同規模の大雨』と設定し、同規模の大雨が発生した際に生ずる浸水被害の大幅軽減を目標に流域水害対策計画を検討

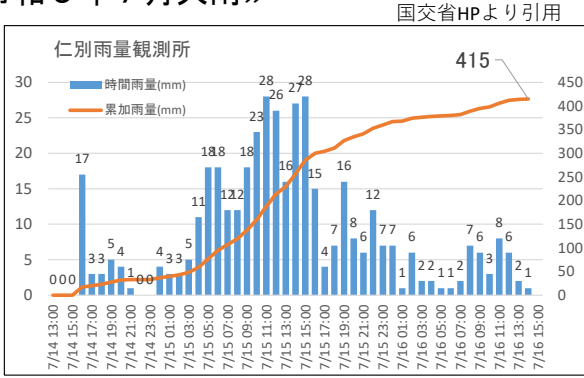
計画対象降雨の考え方：雄物川下流圏域分科会の取組目標を踏襲

＜計画対象降雨とは＞

- ・ 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ・ ガイドラインにおいては、特定都市河川流域の社会的・経済的重要性、河川への流出抑制や土地利用規制などの各対策の進捗等を総合的に考慮して定めることとされている

＜計画対象降雨の概要：令和5年7月大雨＞

- ・ 令和5年7月は、**長時間雨が降り続き、48時間降水量が観測史上最大となった**
- ・ 同年9月、短時間で降った強い雨により浸水被害発生（時間最大雨量：7月の2倍）
- ・ 気象庁統計と住家被害との関連性を考慮すると、**7月のような雨の降り方をした場合、被害が大きい**

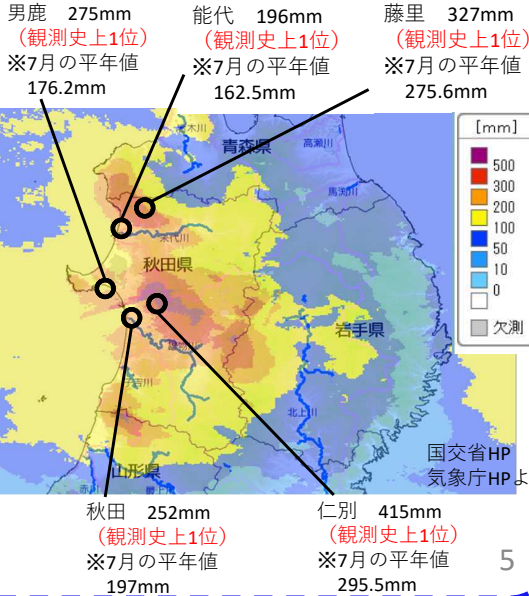


＜仁別雨量観測所＞ 気象庁HPより引用

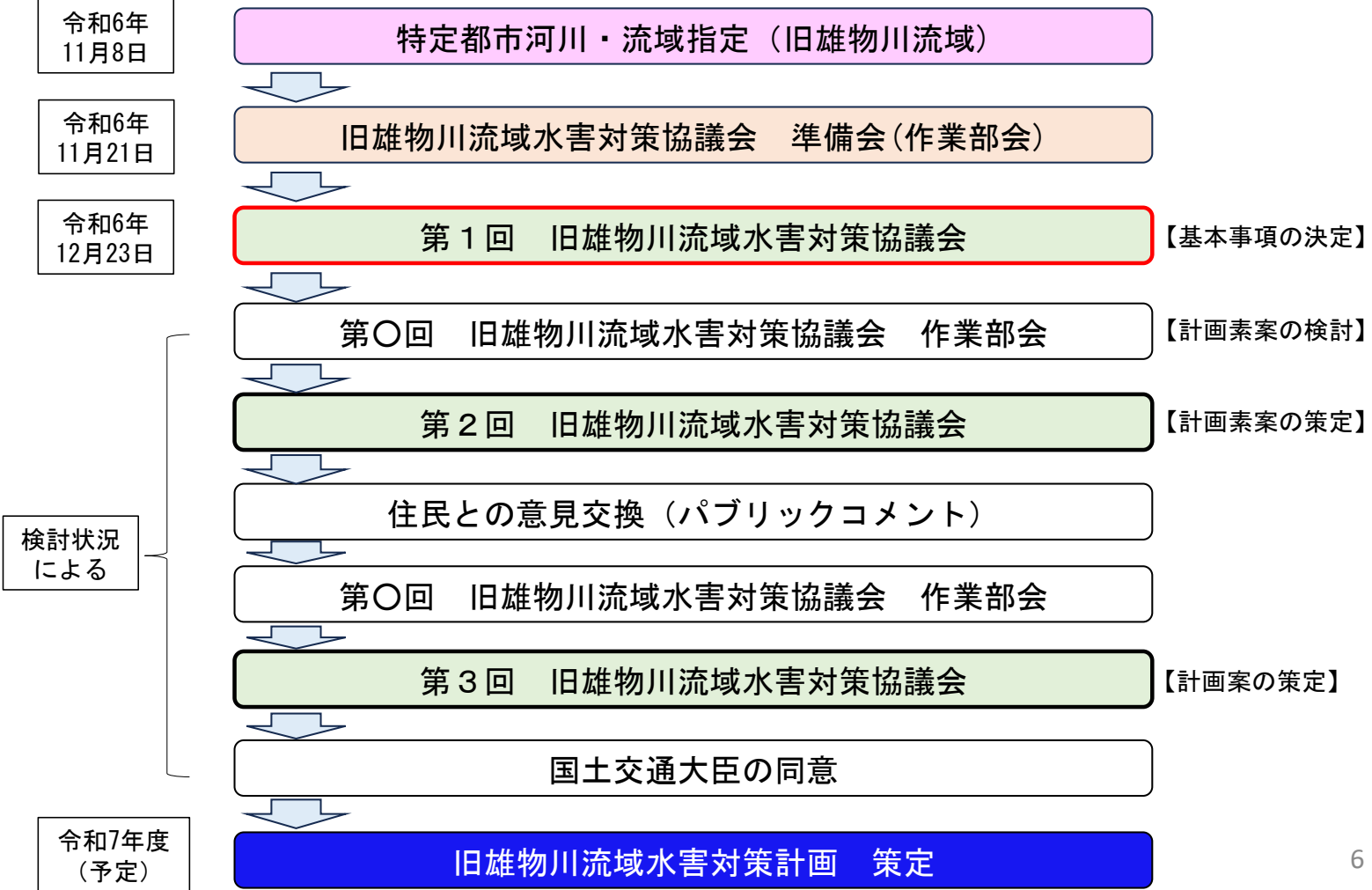
要素名／順位	1位	2位	3位	統計期間
月最大48時間降水量(mm) (観測日)	415.5 (2023/7/15)	261 (2006/7/4)	251 (2007/9/18)	1985/6 2024/12
日最大1時間降水量(mm) (観測日)	81 (2018/8/5)	68 (2023/9/19)	51 (2023/11/1)	1985/6 2024/12

住家被害(市HPより)
[日降水最大]
23年7月: 6,114棟
[時間降水最大]
18年8月: 被害報告無
23年9月: 273棟

令和5年7月14～16日 48時間降水量の状況



(4) 今後のスケジュール ～策定までの全体工程(案)～



(4) 今後のスケジュール ～次回協議会に向けた作業の進め方(案)～

《流域水害対策計画 計画素案の検討》

- (1) 計画対象降雨の特性について、整理・分析

(2) 地形や下水道等の条件を整理し、内外水一体型の浸水モデルを構築

(3) 降雨データと浸水モデルを用いて現況を評価 ※R5.7豪雨をシミュレーションで再現

(4) シミュレーション結果をもとに、目標値や対策案を検討

《流域水害対策計画のイメージ》

